

事業者各位

落札者決定基準への質問（第1回）に対する回答書

尼崎市 経済環境局 環境部 施設建設担当

令和5年5月12日までに提出された質問への回答は以下のとおりです。

工事名：第1工場跡地整備・運営事業

■質問への回答

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
1	落札者決定基準	5	表3 審査項目及び評価ポイント	「排ガス中の酸性ガスのうち硫黄酸化物について、運転管理基準値として、要求水準書に定めた環境保全目標値からどの程度低い値を設定するかを示すこと」とありますが、ここで言う「運転管理基準値」とは以下のうちいずれでしょうか。 ①環境保全目標値の前段階として、その値を超えた際に測定頻度の増加や原因分析などを開始する、自主的な監視基準値 ②事業者が施設を運転する上で指標とする設定値 ③上記①②の両方 もしくは、上記①～③のいずれの値で提案するかも含めて事業者判断と考えてよろしいでしょうか。	②（事業者が施設を運転する上で指標とする設定値）であり、その値を制御の目安として運転管理する値のことを意味しています。